

千葉県袖ヶ浦福祉センター管理規則

平成十七年七月二十九日
規則第百五十二号

改正 平成二十一年 七月一七日規則第六四号

千葉県袖ヶ浦福祉センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第二十二号。以下「条例」という。）第十六条の規定により、千葉県袖ヶ浦福祉センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二十一年規則六四号〕

(指定管理者の指定の告示)

第二条 知事は、条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(補則)

第三条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の第二条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第五十九号）第二条の規定による改正後の条例」とする。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行する。